

○京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第52号

改正 令和4年3月8日告示第27号

改正 令和5年7月11日告示第185号

(趣旨)

第1条 市長は、京丹後市地域おこし協力隊員（京丹後市地域おこし協力隊設置要綱（令和4年京丹後市告示第216号。以下「協力隊設置要綱」という。））第1条に規定する京丹後市地域おこし協力隊をいう。以下「協力隊員」という。）の本市への定住及び地域の活性化等を促進するため、協力隊員（協力隊員であった者を含む。以下同じ。）が、市内で起業するために要する経費に対し、京丹後市補助金等交付規則（平成16年京丹後市規則第64号）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 協力隊設置要綱第9条ただし書、同要綱第12条ただし書又は同要綱第16条ただし書の規定により任期を延長し、又は再度委嘱した協力隊員であること。
- (3) 任用され、又は委嘱された日から1年を経過した日の翌日から任期又は委嘱の期間の終了の日以後1年を経過する日までに起業すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 協力隊員を解任され、又は解嘱された者
- (2) 市税等（京丹後市税条例（平成16年京丹後市条例第80号）第3条に規定する市税、同条例第19条に規定する滞納金及び同条例第21条に規定する督促手数料をいう。）の滞納がある者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、国又は特殊法人等を含む他の団体が実施する補助を受けていない事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 協力隊員が自ら市内で起業するものであること。
- (2) 当該事業の内容が、農林漁業又は信用保証協会の保証対象業種に該当する事業であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、起業に要する経費であつて、次に掲げるものとする。

ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の額は、補助対象経費から控除する。

- (1) 設備費、備品費及び土地・建物賃借費
- (2) 法人登記に要する経費
- (3) 知的財産登録に要する経費
- (4) マーケティングに要する経費
- (5) 技術指導受入れに要する経費
- (6) その他市長が特に必要と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定前の着手)

第8条 補助金交付の申請者は、事業の効率的な実施を図るため、又は事業の実施に当たりやむを得ない事情がある場合で、前条に規定する交付の可否の決定前に事業に着手しようとするときは、あらかじめ事前着手届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(変更又は中止の承認申請)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画を変更し、又は事業を中止しようとするときは、速やかに京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更（中止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の変更の可否又は取消しを決定し、京丹後市地域おこし協力隊起業支援補

助金（変更交付・取消）決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、速やかにその審査を行い、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第12条 補助金の支払は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者から提出された京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付請求書（様式第8号）に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算交付することができる。

3 前項の規定により概算交付を受けようとする場合は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金等概算交付請求書（様式第9号）

(2) 概算交付を必要とする理由書

(3) 事業資金計画表

（決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が虚偽その他不正な手段等により補助金の交付を受けたと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、第9条第2項又は前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（取得した財産の管理）

第14条 補助事業者は、事業が完了した後も、補助事業により取得した財産を、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月8日告示第27号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の京丹後市地域おこし協力隊員設置要綱、京丹後市海外技術研修生受入事業実施要綱、京丹後市お試し移住体験住宅事業実施要綱、京丹後市移住促進・空家改修支援事業補助金交付要綱、京丹後市移住奨励金交付要綱、京丹後市ホームシェア移住支援事業補助金交付要綱、京丹後市婚活イベント開催補助金交付要綱及び京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱の規定による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、使用することができる。

附 則（令和5年7月11日告示第185号）

この告示は、令和5年7月11日から施行する。